

**厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課後援**  
**令和4年度簡易専用水道検査外部精度管理調査結果**

一般社団法人全国給水衛生検査協会

**1 趣旨及び目的**

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道検査機関は、外部精度管理調査を定期的に受けることが義務付けられています、

一般社団法人全国給水衛生検査協会としては、検査員の技術水準の向上を目的とし、外部精度管理調査を平成12年より実施しております。また、精度管理調査を適切に実施するために、学識経験者等で構成される外部精度管理企画委員会を設置し、実施についての具体的な事項について検討していただきました。なお、本外部精度管理調査は昨年度に引き続き、厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課の後援をいただいで実施いたしました。

委員会の構成は、次のとおりです。

委員	柳橋 泰生	(一社)全国給水衛生検査協会	参与
委員	松本 重裕	(一社)全国給水衛生検査協会	技術参与
委員	北野 守康	(公社)日本水道協会	工務部技術課長
委員	本間 豊	(一社)全国給水衛生検査協会	技術参与
委員	廣瀬 正貴	(株)山梨県環境科学検査センター	取締役 簡易専用水道検査技術委員会委員長

**2 調査の概要**

**(1) 調査対象機関**

簡易専用水道検査登録機関 (全登録機関)

**(2) 日程等**

日時：令和4年11月11日(金) 13時30分～15時30分

場所：協会5支部(東北・北海道、関東甲信越、東海北陸、近畿、西日本)

5会場を実施

参加者：125機関(正会員100機関、非会員25機関)

223名(令和4年度実績)

**(3) 参加費用**

34条会員：1機関あたり20,000円(税込み)

非会員：1機関あたり40,000円(税込み)

#### (4) 実施方法

- ① 試験問題をパワーポイントにより投影し、解答を求めました。
- ② 解答は厚生労働省告示第 262 号に準拠して行うこととし、「簡易専用水道検査実務マニュアル 1 機関 2 名まで参加を認めています。なお、同一機関内の相談は可能ですが、他機関との相談は認めていません。
- ④ 「簡易専用水道検査外部精度管理調査」問題用紙を全ての設問投影終了後に、1 機関に 1 部配布し回収いたしました。

※支部事務局、技術委員及び外部精度管理検討委員については、外部精度管理調査への参加を認めないものとする。

#### (5) 調査の結果

- ① 調査の結果は 100 点満点とし、点数毎に S、A、B の 3 段階評価を行い、参加機関に通知しました。(S : 100 点、A : 90~99 点、B : 90 点未満)

評価の結果は、次のとおりです。

S : 85 機関 ( 68.0% )

A : 37 機関 ( 29.6% )

B : 3 機関 ( 2.4% ) (令和 4 年度実績)

なお、令和 4 年度の評価判定の結果、S (100 点) 及び A (90~99 点) の機関については、協会のホームページで公表することとします。

- ② 評価判定の内容は、次のとおりです。

「S : 優秀 (100 点)」

貴機関は、令和 4 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、優秀な成績を収められました。今後も、現在の技術力を維持して、検査の信頼性の確保に努めてください。

「A : 一部疑義あり (90 点~99 点)」

貴機関は、令和 4 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、一部疑義ありの結果となりました。よって、是正処置を講じてください。

「B : 要改善 (90 点未満)」: 是正処置の報告

貴機関は、令和 4 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、改善を要する結果となりました。よって、是正処置を講じるとともに、協会事務局へ報告してください。

#### (6) 報告

外部精度管理調査結果は委員会に報告し、審議の後、後援をいただいた水道課に報告しました。なお、参加機関に対しては、令和 5 年 2 月 24 日 (金) に報告会を開催いたします。